

「ふれあいサロン傷害保険」のご案内

1 保険の内容

ふれあい・いきいきサロン活動中、その参加者が急激・偶然・外来の事故によりケガを被った場合に補償します。また、活動のため自宅から活動場所までの往復途上のケガも対象となります。

- 例)・サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折した
・サロンへ行く途中、転んでケガをした

2 保険料

新宿区社会福祉協議会がサロン参加者・活動者の保険料を負担します。

3 対象となる活動

新宿区内で実施するふれあい・いきいきサロン活動



4 補償の対象者

ふれあい・いきいきサロンの参加者および活動者（ボランティアを含む）

5 補償内容と保険料

【平成31年4月現在】

補償の種類	支払い金額
死亡・後遺障害	250万円
入院保険金日額	2,000円
通院保険金日額	1,000円
保険料（1名あたり）※社協負担	15円

6 保険料が支払われない主な例

- ① 保険の目的となる行事以外で発生した事故
- ② 加入者本人の故意による事故
- ③ 地震・噴火・津波などの天災による事故
- ④ 戦争・暴動・労働闘争による事故
- ⑤ 加入者本人の自殺行為・犯罪行為によるケガ
- ⑥ 加入者本人の無免許運転、酒酔い運転によるケガ
- ⑦ 加入者本人の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑧ 急激・偶然・外来性のないケガ

7 報告事項

- ・ 活動実績は毎月所定の様式で新宿区社会福祉協議会へご報告ください。（ご報告は、毎月翌月5日までにお願いします）
- ・ サロン参加者名簿は必ず備え付けて下さい。加入申込時点での提出は不要ですが、保険金請求時に必要となります。

8 注意事項

- ・ 保険金は、直接補償対象者（サロン参加者・活動者）へ、死亡保険金は、対象者の法定相続人へのお支払いとなります。
- ・ サロン保険の対象は、サロン参加者・活動者のみです。賠償事故は対象となりません。